

健康福祉委員会 令和5年6月19・20日
福祉部 資料22番
所管 障害福祉課

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の制度改正について

1 現行の事業内容

(1) 目的

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)等の居宅等に看護師を派遣し、健康の保持及びその家族の休養（レスパイト）や就労等を支援することにより、福祉の向上を図る。

(2) 対象者

主治医が医療的ケアを必要と判断し、次のア、イのいずれかに該当する方。

ア 身体障害者手帳1・2級（肢体不自由）かつ愛の手帳1・2度

イ 医療的ケアを受けている18歳未満の障害児

(3) 利用時間

1回につき30分を単位とし、2時間から4時間まで

(4) 利用者負担

無し

2 改正内容

利用者の利便性向上を図るため、年度内のサービス利用上限時間を「96時間」から「144時間」に改正する。

3 改正年月日（予定）

令和5年7月1日付けで改正し、令和5年4月1日から適用する。